

留萌市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 留 萌 市

事 業 名 : 公共下水道

策 定 日 : 平成 2 8 年 1 0 月

計 画 期 間 : 平成 2 8 年度 ～ 平成 3 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の概要

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 4 年 4 月 1 日 (2 5 年)	法適・非適区分	非適
処理区域内人口密度	3 7	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1		
処理場数	1		
広域化・共同化・ 最適化実施状況 *1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	下水道財政研究委員会の第 5 次提言（S60. 7 月及び S62. 5 月建設省通知）を基本としたが、処理開始時期においては流入汚水量が少なく処理原価が高くなり、高水準の使用料算定も困難なことから、終末処理場及び管渠維持管理のみとした。 財政の安定性を確保するため、基本料金と従量使用料を併用した累進使用料体系を採用。 基本料金は水道料金にあわせ、一般家庭 8 m ³ 、営業・団体用を 20 m ³ とした。 平成 9 年 3 月に消費税率引上げ分 2%にかかる改定を行ったが、実質的に当初から 11 年間据置されており、維持管理がまかなわれない状況で、且つ、起債の元利償還が増加の一途をたどり、平成 15 年 4 月に 27. 3%の料金改定。 平成 20 年 7 月徴収分からは使用料単価全国平均 150 円の 1. 5 倍、225 円を中心に検討。一般家庭基本料金（8 m ³ ）1, 715 円、超過料金（1 m ³ 毎）240 円…20 m ³ 4, 595 円（1 m ³ 当 229. 7 円）、同じく営業団体用基本料金（20 m ³ ）4, 597 円、超過料金（1 m ³ 毎）255 円とした。なお、平成 26 年 4 月からは消費税増税を今後も見据え内税方式から外税方式に変更している。		
業務用使用料体系の概 要・考え方			
その他の使用料体系の 概要・考え方			
条例上の使用料 *2 （ 2 0 m ³ あたり） ※過去 3 年度分を記載	平成 25 年度 4, 601 円 平成 26 年度 4, 732 円 平成 27 年度 4, 732 円	実質的な使用料 *3 （ 2 0 m ³ あたり） ※過去 3 年度分を記載	平成 25 年度 4, 635 円 平成 26 年度 4, 744 円 平成 27 年度 4, 761 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 2 0 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 2 0 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

組 織

職 員 数	3 名
事業運営組織	平成 19 年度職員 7 名であった下水道課を平成 20 年度に水道と統合し、上下水道管理課、上下水道事業課とした。 その後平成 23 年度に 2 課を統合し、上下水道課としている。 下水道会計の人員は平成 20 年度 5 名、平成 21 年度 4 名、平成 25 年度 3 名とし現在に至る。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在、性能発注におけるレベルは 2 となっているが、実際はユーティリティー管理のみである。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 *4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	-
	イ 土地・施設等利用 *5 (未利用土地・施設の活用等)	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付。

添付した「経営比較分析表」に補足事項等

経営比較分析表

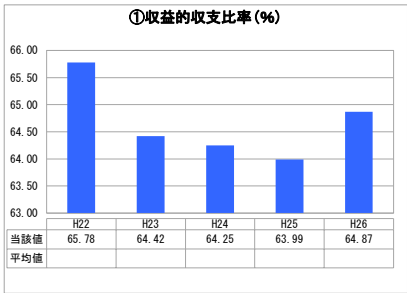
北海道 留萌市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	84.14	86.49	4,732

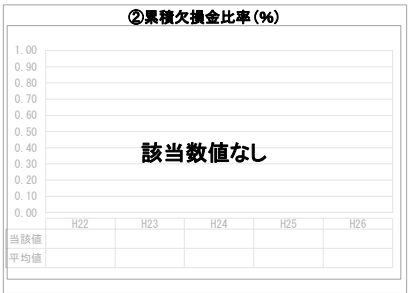
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,957	297.83	77.08
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
19,134	5.08	3,766.54

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



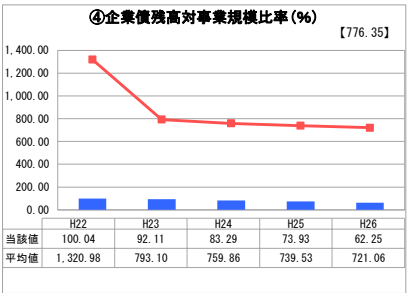
「単年度の収支」



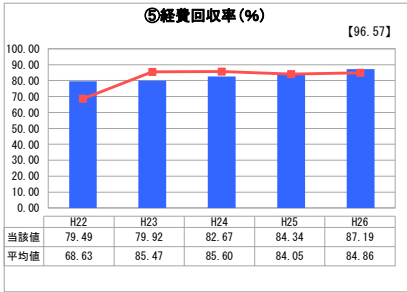
「累積欠損」



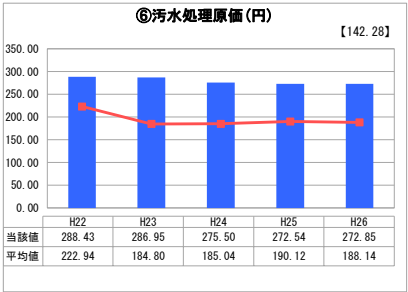
「支払能力」



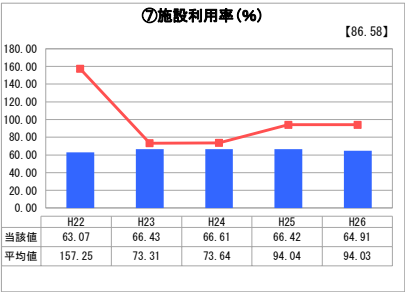
「債務残高」



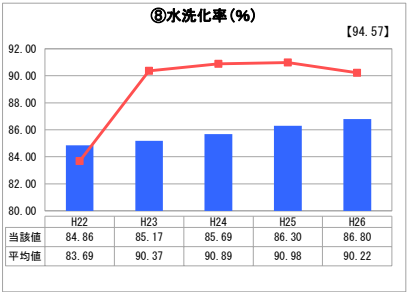
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

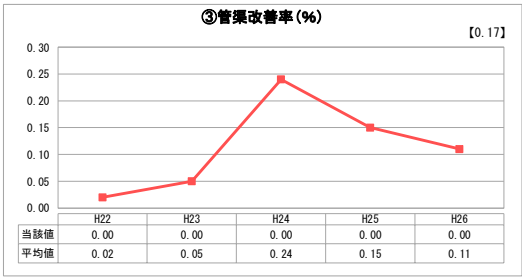
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

累積赤字があり、前年度繰上充用金が大きく、収益的収支比率は良くないものの、平成20年度からは単年度黒字が続いており、順調に赤字額は減少してきている。

企業債残高対事業規模比率には報告に誤りがあり（一般会計負担分の誤り）、正しくは H22→1,776.98、H23→1,723.88、H24→1,716.70、H25→1,689.58、H26→1,527.26 となっている。単年度黒字が続き順調に減っているものの、起債残高のうち平準化債の割合が増えている。

平準化債類の扱いは歪めないが、下水道使用料は全国でも上位5%に入る高額であり、一般会計からの法定繰入外繰入はほとんどない中、単年度黒字は継続する見込みで、平成17年度に提出した資金不足等解消計画書では平成33年度に資金不足を解消する計画となっていたが、2・3年前倒して黒字転換できる見込みである。

なお、黒字転換後は平準化債借入額を黒字分減少させ、将来負担を減らそうと考える。

現在は管渠整備を休止しており、浄化センターの長寿命化計画に基づく更新事業、雨水管の整備（全額一般会計負担）を中心に行っている。

人口減に伴い下水道使用料（税抜）が減少しているが、高齢者世帯（主に独居老人）が多く、水洗化率は微増となっており、今後も使用料の減少が見込まれる。

2. 老朽化の状況について

供用開始が平成4年であり、浄化センター、ポンプ施設の改築更新、管渠清掃はあるものの、管渠自体の改築更新はしばらくは無い。

全体総括

平準化債類の扱いはあるが、平成20年度に下水道使用料を全国でもトップクラスまで値上げ（一般家庭20㎡＝4,732円）して収入確保をする中、平成21年度から27年度までの財政健全化期間の7年間で、職員数を3名までに減らし、給与も7年間で105%と、他自治体では類を見ない経費削減を行ってきた結果、この間単年度黒字を継続しており、順調に資金不足解消に進んでいる。

問題は高資本対策に対する繰入が供用開始30年となっており、供用開始30年を迎える平成34年度以降の収支不足が懸念されている。

平準化債の借入額計算方法も変更となり、今後は平成28年度内に経営戦略を作成し、持続可能な下水道事業経営を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

一般会計からの繰入は基本、基準内繰入とし、単年度の収支均衡を図ることを原則とする。

高資本費対策に要する経費の繰入が平成 33 年までのため、現在休止中の管渠整備を再開し、市内最後の人口密集地である南町・潮静地区の管渠を平成 33 年度までに終え、以降、長寿命化計画に基づく浄化センターの改築更新を中心とした維持管理を進めていく。

人口減に伴う使用料の減少が続いているが、南町・潮静地区は他地区よりも人口減少率が少なく、普及促進により使用料の増が見込まれる。

現在の使用料は全国平均 1 m³当り 150 円の 1.5 倍を軸に改定されており、1 m³当り税込 230 円台後半となっている。

福祉対策の軽減措置も無く、全国的にも高い使用料であり、経営戦略期間については、使用料の改定を行わない。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

- ・浄化センターの改築更新に関しては長寿命化計画に基づいて実施。
 - ・現在実施している雨水管整備（全額一般会計負担）終了後、最後の人口密集地である南町・潮静地区の污水管整備。（平成 30 年～33 年度）
 - ・建設改良費に伴う人件費は污水管整備をする平成 30～33 年度のみ 2 名体制とするが、平成 34 年度からは職員 1 名で計上。
 - ・平成 34 年度以降は污水管整備を休止し、長寿命化に計画に基づく浄化センター改築更新を中心とした維持管理のみとする。
- 市の政策として市内雨水管整備の実施が検討されているが、雨水に関するものは全額一般会計負担となるため、収支計画に影響は無い。

収支計画のうち財源についての説明

- ・平成 31 年度末に黒字転換する見込みであり、黒字分は平準化債（拡大分）の借入額を減少。
- ・平成 31 年度から 33 年度で南町・潮静地区の下水道管を敷設するため、新規供用開始地区の使用料、受益者負担金が増加する。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・支払利子については毎年 6,000～10,000 千円程度減額。
- ・他の経費については留萌市財政健全化中（H21～H27）の期間にあわせ、様々な節減措置を講じており、平成 28 年度以降も職員給与費以外は現状を維持（職員給与費については独自削減（7 年間合計で 105%削減）を終了し、国に準拠）。
- ・収益的支出の増減は主に消費税の増減額。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	-
投資の平準化に関する事項	第2期である長寿命化計画は平成28年度から平成32年度であり、以降も長寿命化計画内で平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	-
その他の取組	平成33年度で污水管の整備に一区切りを付け、長寿命化計画に基づく浄化センターの改築更新を主に維持管理を中心に事業を進める。

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現況では全国平均使用料150円の1.5倍以上の料金体系であり、福祉的減免規定も無いことから、他市町村の料金改定を見ながら検討する。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	平成31～33年度に市内最後の人口密集地である南町・潮静地区の污水管整備をする予定であり、人口減ではあるものの平成34年度から料金収入が増となる予定。

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	将来的には、他都市で導入が始まっているバイオマス発電等の下水道資源を利用した事項について検討していきたい。 また、維持管理委託に関しても性能発注におけるレベル3を検討していきたい。
職員給与費に関する事項	一般会計にあわせ、国に準拠する。
動力費に関する事項	長寿命化計画に基づく浄化センターの改築更新を進めており、電気使用量については減少していく見込み。
薬品費に関する事項	実績値により委託料に含めて発注。
修繕費に関する事項	定期的な点検を行ったうえでLCCを比較し再建設が有利な場合は長寿命化対策として改築・更新を行う。
委託費に関する事項	浄化センターの維持管理に係る委託料については、現在レベル2の包括的民間委託となっているが、実際はユーティリティー管理を行わせているだけなので、運転管理の性能発注及び補修も併せた発注形式を研究し、維持管理費の軽減を図りたい。
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	近年、交付金の減額がみられ、交付金にあわせ投資事業を縮小している。したがって、事業自体が先送りになることが考えられ、その結果、起債借入額、繰入金の額、消費税の支出等が大きく変わると考えられる。 起債の償還利子も5年見直しで借りているため、毎年決算後に収支計画の見直しが必要と考える。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	705,335	701,867	682,297	689,866	672,049	703,472	716,826	739,418	713,221	745,387	745,632	758,664
		(1) 営 業 収 益 (B)	388,030	387,242	371,449	372,445	366,768	370,948	370,257	368,550	371,001	370,302	375,911	389,869
		ア 料 金 収 入	363,731	364,658	350,090	345,440	342,020	340,470	340,400	339,090	340,180	343,020	347,600	363,630
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	24,299	22,584	21,359	27,005	24,748	30,478	29,857	29,460	30,821	27,282	28,311	26,239
		(2) 営 業 外 収 益	317,305	314,625	310,848	317,421	305,281	332,524	346,569	370,868	342,220	375,085	369,721	368,795
		ア 他 会 計 繰 入 金	274,655	272,934	272,699	278,021	278,681	309,224	325,969	352,768	326,720	362,185	359,021	359,795
		イ そ の 他	42,650	41,691	38,149	39,400	26,600	23,300	20,600	18,100	15,500	12,900	10,700	9,000
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	347,728	354,866	336,023	346,104	316,881	310,159	297,490	290,162	297,768	297,440	286,775	281,611
		(1) 営 業 費 用	189,462	210,923	209,663	229,093	211,221	213,199	208,069	208,488	224,830	232,930	229,416	230,300
		ア 職 員 給 与 費	15,069	13,897	16,383	19,266	19,453	17,088	17,088	17,088	20,701	20,701	20,701	20,701
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	174,393	197,026	193,280	209,827	191,768	196,111	190,981	191,400	204,129	212,229	208,715	209,599
		(2) 営 業 外 費 用	158,266	143,943	126,360	117,011	105,660	96,960	89,421	81,674	72,938	64,510	57,359	51,311
		ア 支 払 利 息	158,142	142,903	125,804	115,078	105,553	96,853	89,314	81,474	72,738	64,310	57,159	51,111
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			452	1,000	1,000	948	976	918	1,000	1,000	1,000	1,000
		イ そ の 他	124	1,040	556	1,933	107	107	107	200	200	200	200	200
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		357,607	347,001	346,274	343,762	355,168	393,313	419,336	449,256	415,453	447,947	458,857	477,053
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	469,686	710,540	664,445	762,653	724,420	806,792	796,867	574,655	366,590	308,677	277,180	226,232
		(1) 地 方 債	360,000	478,100	466,300	492,800	466,800	480,800	454,300	316,500	229,300	187,600	153,800	116,800
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	260,700	263,000	262,600	255,800	245,800	182,300	128,200	85,000	126,300	84,600	52,800	16,800
		(2) 他 会 計 補 助 金	65,004	70,751	73,776	76,843	77,450	76,189	74,597	71,875	67,460	61,547	63,850	51,122
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	43,390	156,688	123,748	192,410	174,100	243,865	256,900	165,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		(6) 工 事 負 担 金	1,292	5,001	621	600	6,070	5,938	11,070	21,280	19,830	9,530	9,530	8,310
		(7) そ の 他												
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	766,750	1,002,218	970,729	1,085,376	1,059,575	1,197,319	1,216,203	1,023,911	782,043	756,624	736,037	703,285
		(1) 建 設 改 良 費	92,889	320,468	276,296	378,500	345,100	492,380	533,000	347,500	106,000	106,000	106,000	106,000
		ウ ち 職 員 給 与 費	7,421	7,965	8,536	8,536	13,500	17,200	17,200	17,200	5,087	5,087	5,087	5,087
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	673,861	681,750	694,433	706,876	714,475	704,939	683,203	676,411	676,043	650,624	630,037	597,285
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 297,064	△ 291,678	△ 306,284	△ 322,723	△ 335,155	△ 390,527	△ 419,336	△ 449,256	△ 415,453	△ 447,947	△ 458,857	△ 477,053

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	60,543	55,323	39,990	21,039	20,013	2,786	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)	199,694	139,151	83,828	43,838	22,799	2,786	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 139,151	△ 83,828	△ 43,838	△ 22,799	△ 2,786	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)	139,151	83,828	43,838	22,799	2,786							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	36	22	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	69	68	66	66	65	69	73	76	73	79	81	86
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	139,151	83,828	43,838	22,799	2,786	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	388,030	387,242	371,449	372,445	366,768	370,948	370,257	368,550	371,001	370,302	375,911	389,869
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	36	22	12	6	1							
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)	△ 84,009	△ 50,792	△ 29,236	△ 16,493	△ 2,401	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	223,160	134,620	73,074	39,292	5,187							
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	388,030	387,242	371,449	372,445	366,768	370,948	370,257	368,550	371,001	370,302	375,911	389,869
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	△ 22	△ 13	△ 8	△ 4	△ 1	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	8,699,848	8,535,599	8,343,066	8,159,391	7,938,316	7,737,478	7,529,175	7,187,365	6,756,122	6,305,999	5,840,462	5,368,978

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分	298,954	295,518	294,058	305,026	303,429	339,702	355,826	382,228	357,541	389,467	387,332	386,034
うち基準内繰入金	298,686	293,438	292,502	303,863	302,922	339,595	355,719	382,028	357,341	389,267	387,132	385,834
うち基準外繰入金	268	2,080	1,556	1,163	507	107	107	200	200	200	200	200
資 本 的 収 支 分	65,004	70,751	73,776	76,843	77,450	76,189	74,597	71,875	67,460	61,547	63,850	51,122
うち基準内繰入金	65,004	70,751	73,776	76,843	77,450	76,189	74,597	71,875	67,460	61,547	63,850	51,122
うち基準外繰入金												
合 計	363,958	366,269	367,834	381,869	380,879	415,891	430,423	454,103	425,001	451,014	451,182	437,156